

## 青森県意欲と能力のある林業経営者登録・公表実施要領

令和元年5月13日制 定  
令和7年7月 4日一部改正

### (目的)

第1 この要領は、市町村等の事業発注者が林業経営者の登録情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実施者を適切に選択できるようにするとともに、林業経営者が自ら進んで事業実行能力等を広く公表することにより、林業経営者間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な林業経営者を育成することを目的とする。

### (林業経営者の定義)

第2 本要領の登録の対象となる林業経営者とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自ら、もしくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営者であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

### (林業経営者の登録)

第3 県内に事務所を持つ林業経営者で、別添1に定める登録基準（以下「登録基準」という。）に適合する場合には、知事の登録を受けることができるものとする。

なお、登録基準のうち、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者への請負による施業も含めて判断するものとする。

2 森林経営管理法第37条第2項の規定に定める森林経営管理実施権（以下「森林経営管理実施権」という。）を受けることができる民間事業者は、本要領により登録された林業経営者とする。

### (登録の申請)

第4 第3の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、下記の(1)から(19)を記載した、青森県意欲と能力のある林業経営者登録申請書（第1号様式）を登録申請者の所在地の属する地区を所管する農林水産事務所（以下「農林水産事務所」という。）を経由し、知事に提出するものとする。

- (1) 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
- (2) 森林経営管理実施権を受けることを希望する区域（市町村）
- (3) 組織に関する情報（役職員数）
- (4) 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書交付、社会・労働保険等への加入状況等）
- (5) 技術者・技能者数に関する情報
- (6) 資本装備に関する情報（林業機械の保有状況）
- (7) 事業量等に関する情報（素材生産、造林等）
- (8) 事業区域に関する情報
- (9) 生産量の増加又は生産性の向上に関する情報
- (10) 生産管理又は流通合理化等に関する情報
- (11) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- (12) 主伐後の再生林の確保に関する情報
- (13) 素材生産や造林・保育の実施体制の確保に関する情報
- (14) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
- (15) 雇用管理の改善及び労働安全対策に関する情報

- (16) コンプライアンスの確保に関する情報
  - (17) 常勤役員の設置に関する情報
  - (18) 経理状況に関する情報
  - (19) その他知事が定める情報
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律（平成6年法律第45号）（以下「労確法」という。）第5条の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）である場合、次の（1）から（6）に掲げる書類の提出を省略することができるものとする。
- (1) 登記事項証明書又は住民票
  - (2) 納税証明書（国、県、市町村）
  - (3) 労働者を雇用している場合にあっては、雇用に関して交付している文書の様式
  - (4) 労働者を雇用している場合にあっては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
  - (5) 就業規則を制定している場合にあっては、就業規則の写し
  - (6) 直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書
  - (7) 事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成、引き渡し完了した過去5年の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し）
  - (8) 行動規範を作成している場合には、その写し
  - (9) 第4第1項（5）の技術者・技能者数が確認できる書類の写し
  - (10) その他知事が定める書類
- 3 知事は、必要に応じ登録申請者に対して情報提供を求めるものとする。

#### （市町村への提示）

第5 知事は、第4による申請があった場合は、第2号様式により関係市町村長に登録申請者に関する情報を提示するものとする。

#### （市町村による登録推薦）

第6 市町村長は、青森県意欲と能力のある林業経営者名簿への登録推薦書（第3号様式）により、県が登録する林業経営者にふさわしい者を推薦することができるものとする。

#### （登録の実施）

第7 知事は、第4による申請があった場合において、当該申請の内容が登録基準に適合すると認められるときは、次に掲げる事項を青森県意欲と能力のある林業経営者名簿（第4号様式）（以下「林業経営者名簿」という。）に登録するとともに、青森県意欲と能力のある林業経営者登録証（第5号様式）を交付するものとする。

- (1) 登録番号及び登録年月日
- (2) 登録情報の変更年月日
- (3) 第4第1項（1）から（19）までに掲げる事項

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を第6号様式により登録申請者に、第7号様式により関係市町村長に通知するものとする。

#### （登録の有効期限）

第8 第7第1項の登録有効期限は5年とする。ただし、林業経営者名簿に登録された林業経営者（以下「登録経営者」という。）が、認定事業主である場合は、認定期限と同期限とする。

2 登録経営者は、更新を受けることができるものとし、その手続きは第3から第7による。

#### （登録の変更）

第9 登録経営者は、第4第1項（2）から（19）に掲げる事項に変更があり、林業経営体名簿に登録されている情報を直近の内容に変更したい場合は、青森県意欲と能力のある林業経営者名簿変更申請書（第8号様式）に、変更の内容を記載した第1号様式及び第4第2項で規定す

る書類を添付し、農林水産事務所を経由して、知事に申請を行うことができる。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、その内容が登録基準に適合すると認めるときは、その申請があった事項を林業経営者名簿に登録するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を第9号様式により登録経営者に、第10号様式により関係市町村長に通知するものとする。

#### (変更の届出)

- 第10 登録経営者は、第4第1項(1)に掲げる事項に変更があったときは、第11号様式に第4第2項(1)の書類を添付し、農林水産事務所を経由して、知事に届け出るものとする。
- 2 知事は、第1項の規定による届出があった場合には、その届出があった事項を林業経営者名簿に登録するものとする。

#### (林業経営者名簿の公表)

- 第11 知事は、[林業経営者名簿を、県のホームページ上で公表](#)するものとする。

#### (実施状況報告)

- 第12 登録経営者は、毎事業年度の実施状況について、青森県意欲と能力のある林業経営者実施状況報告書(第12号様式)により、登録を受けた翌年から登録の有効期限の属する年まで、毎年事業の終了後、3カ月を超えない日までに、農林水産事務所を経由して、知事に報告するものとする。

#### (登録の取消)

- 第13 知事は、登録経営者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。
  - (1) 登録経営者が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合
  - (2) 登録経営者から第13号様式による申出があった場合
  - (3) 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認された場合
  - (4) その他業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質など、知事が必要と認める場合
- 2 知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を第14号様式により登録経営者に、第15号様式により関係市町村に通知するものとする。ただし、第1項(1)の個人の場合にあってその死亡が確認された場合は除く。